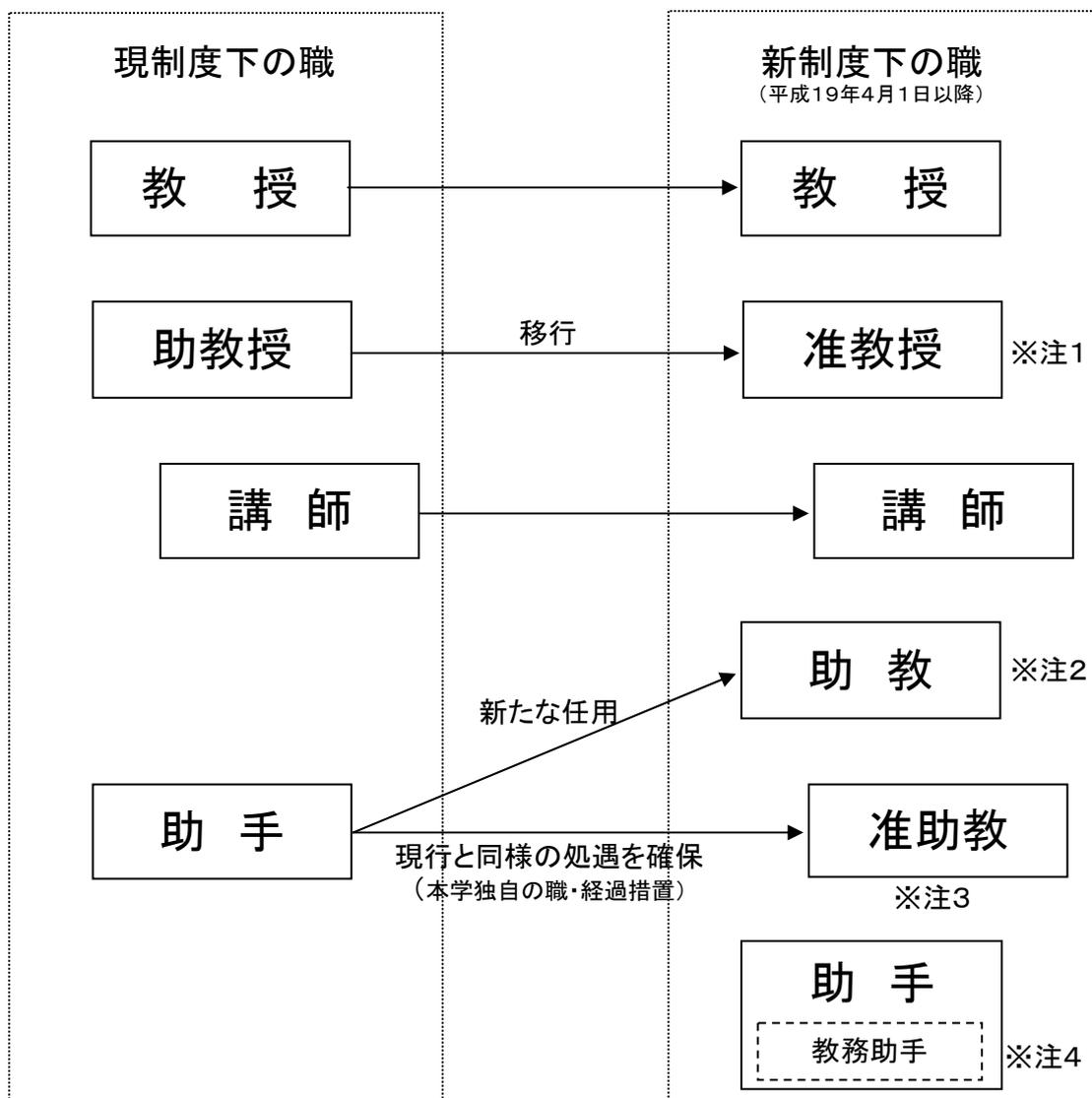


各職種の新制度への移行スキーム



※注 1: 現制度下において助教授の職にある者とし、特段の資格審査は求めない。

2: 新制度下において新たに採用される、自ら教育研究を行うことを主たる職務とする者とし、部局の教員選考基準等に基づき、資格審査を行った上採用する。また、助教ポストに任期制を導入する部局においては、任期付助教ポストとして資格審査を行うこととなる(任期制の同意が前提)。なお、助教は設置基準等が定める「専任教員の数」に含むことができる。

3: 現制度下において助手の職にある者のうち助教にならなかった者とし、特段の資格審査は求めないとともに、現行と同様の処遇を確保する。なお、新制度下において新たに採用する助手との混同を避けるため、当分の間、本学独自の職として置く。

◇学校教育法第58条第2項の規定に基づき本学独自の職を置く。

職務内容…教授及び准教授の職務を助ける。(改正前の学校教育法による)

◇経過措置…当該職員が在職している間は継続する。

4: 新制度下において新たに採用される、教育研究の補助等を主たる職務とする者とし、部局の教員選考基準等に基づき、資格審査を行った上採用する。なお、新制度下において採用される助手について、引き続き「助手」の名称を使用することは、現制度下の助手との関係において誤解や混乱を招くおそれがあることから、「教務助手」の呼称とする。